

財産の取得について

財産を次のように取得する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 財 産 物品 学校給食用食材等
- 2 取得価格 4, 107, 030, 000円を上限とする額
- 3 相手方 熊本市中央区新町2丁目4番27号
公益財団法人 熊本市学校給食会
理事長 上島 和美

(提出理由)

学校給食用食材等の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。